

市営住宅などの入居者募集(2)

※下記随時募集については、これまで通り直接窓口での先着受け付けです。募集案内を必ずご覧の上、お申込みください。

◎市営住宅管理センター(城崎町一丁目2-3 ☎533-1674)

※8月3日(月)から先着順

市営住宅(随時募集分)		
大分	萩原63	1戸
鶴崎	小池原50	1 単身可
植田	敷戸49	1 単身可
	寒田54	1

☎ 住宅課(☎537-5977)

「おじいちゃんおばあちゃんとクッキング」参加者募集

- 日時:9月6日(日) 午前10時~正午
- 場所:J:COM ホルトホール大分1階 キッチンスタジオ
- 対象:市内居住の3~6歳児(未就学児)とその祖父母
- 定員:7組(先着順)
- 参加料:300円(材料費)
- 申込み・☎ 直接または電話で、8月7日(金)から地域子育て支援室(J:COM ホルトホール大分2階 子育て交流センター内 ☎576-8245)へ。



※写真は、過去の教室の様子です。

エスペランサ・コレジオ 社労士コースの学生募集

- 学習日時:10月~3年3月 毎週月・木曜日(全40回)午後7時~9時
- 対象:市内に居住・勤務の満15歳以上満39歳以下の人(高校生は除く、定員に満たない場合は49歳以下も可)
- 定員:15人(多数時は抽選)
- 授業料:8,380円(教材費が別途必要)
- 申込期間:8月3日(月)~31日(月) 午後2時~8時 ※土・日曜日、祝日は除く
- その他・☎ 受講内容や申込方法など詳しくは、エスペランサ・コレジオ(☎522-3415)へ。

市営住宅などの入居者募集(1)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送による受け付けとなりましたので、募集案内を必ずご覧の上、お申込みください。

◎住宅課(本庁舎6階)

① 市営住宅		
野津原	小屋鶴H27	1戸 単身可
	小屋鶴H30	5 単身可
	小屋鶴H30	1
② 地域特別賃貸住宅 ※義務教育終了前の者がいる世帯		
大南	たけなかの里	2

◎第2大分市営住宅管理センター(本庁舎地下1階 ☎536-2555)

③ 市営住宅		
大分	下郡62	1
	羽田H6	1
	下郡H6	1
	中の瀬H13	4
鶴崎	下徳丸H7	1
	坂ノ市H2	1
坂ノ市	日吉原H9	1
	秋の江第二63	1 単身可
佐賀関	馬場H2	1 単身可
植田	国分H4	1
大南	川床H4	1
④ 従前居住者用賃貸住宅 ※中堅所得者の申込みもできます		
大分	駅南住宅 みやびのもりH10	1 単身可
	駅南住宅 みやびのもりH10	1
	第2駅南住宅 ふれあいのもりH13	1

◎市営住宅管理センター(城崎町一丁目2-3 ☎533-1674)

⑤ 市営住宅			
大分	大空56	1	
	裏川53	1 身障世帯向	
	裏川54	1	
	東浜59・60・61	3	
	萩原63	1	
	東明野63	1 高齢者世帯向	
	東明野H2	1	
	畑中H1	2	
	明礪H3	1	
	庄の原H7	2	
	鶴崎	小池原49・50	2 単身可
		明治北57・58・59・60	5 単身可
	植田	猪野H8	1
		敷戸49・H19・H23	3 単身可
敷戸H19		1 単身可・身障世帯向	
寒田51・52		2 単身可	
寒田54		1	
小原56・58・60	4		

- ☎ 募集期間:8月3日(月)~7日(金)
- ☎ 抽選日時:①②9月4日(金) 午前11時~、③④9月3日(木) 午前9時30分~、⑤9月3日(木) 午後1時30分~
- ☎ 抽選場所:①②本庁舎8階 801会議室 ③④⑤アートプラザ研修室
- ☎ 住宅課(☎537-5977)

電動アシスト自転車を貸し出します

無料

自動車から自転車利用へのシフトを促進するとともに、環境負荷の軽減と市民の健康増進を図ることを目的として電動アシスト自転車の利用者を募集します。



※写真はイメージです。

- 貸出期間:10月~3年2月
- 対象者:市内居住の60歳以上で、自宅から最寄り駅までおおむね1km圏外の人 ※貸し出しは1人1台
- 定員:60人(定員を超えた場合は市が選考を行う。)
- 貸出要件:自転車乗車時のヘルメット(市で貸与)着用、安全講習会の受講、健康診断・体力測定の実施、GPSログデータ提供の同意、利用者アンケートの協力
- 申込み・☎ 都市交通対策課(本庁舎7階)、各支所に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、8月31日(月)までに同課(☎537-5690)へ。

喫煙はマナーからルールへ

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が4月に改正されました。これにより、多くの施設で原則屋内禁煙となったほか、20歳未満の人の喫煙エリアへの立入禁止など新しいルールが定められました。屋外や家庭で喫煙するときでも、周りの人に煙を吸わせないように注意しましょう。

☎ 保健所健康課(☎536-2517)

02 募集

ときめき作品展の作品募集

- 展示期間:10月21日(水)~11月1日(日)
- 展示場所:県立美術館1階 アトリウム
- 募集内容:絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作(絵画、工芸)
- 対象:市内居住の障がい者(児)
- 申込み・☎ 障害福祉課(本庁舎1階)に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、8月3日(月)~31日(月)に同課(☎537-5785)へ。

空家等相談会

- 日時:8月23日(日) 午前10時~正午、午後1時~4時
- 場所:J:COM ホルトホール大分2階 201・202会議室
- 内容:宅地建物取引業者や建築士、行政書士などによる、空き家の管理や売買・賃貸、リフォーム、相続の相談
- 対象:空き家の所有者・管理者、将来空き家になる可能性がある家屋を所有している人
- ☎ 住宅課(☎585-6012)

子どもの一時預かり・病児保育をご利用ください

- ①児童養護施設などでの一時預かり
保護者が病気・出張・冠婚葬祭などで一時的に子どもを見ることができないときに、児童養護施設などで子どもを預かります。事前登録が必要です。
■内容・利用料:●宿泊を伴う預かり…2歳未満は1泊5,350円、2歳以上は1泊2,750円 ●休日預かり(午前7時~午後6時)…1日1,350円 ●平日夜間(夕方~午後10時)の預かり…1回750円
- ②認可保育施設での一時預かり
保護者の仕事・病気・冠婚葬祭などで一時的に保育が必要となるときや育児から離れてリフレッシュしたいときに認可保育施設で子どもを預かります。
■利用日:月~金曜日(祝日を除く)の保育施設の開所日
■利用時間・利用料:各保育施設で異なるため、希望する保育施設に直接お問い合わせください。
- ③病児保育(病院での一時預かり)
保護者の仕事・病気・冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難なときに、入院の必要がない病気の子どもの、一時的に預かります。
■利用日時:月~土曜日 午前8時30分~午後5時30分(祝日・年末年始・各病院の休診日を除く)
■利用料:1日2,000円(昼食・おやつ代含む)
☎ その他・☎ 申込方法や利用できる施設・病院など詳しくは、市ホームページをご覧ください(☎537-5688)、②③は保育・幼児教育課(☎585-6015)へ。

「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、あなたや家族の病気・健康管理など、何でも気軽に相談できる「身近なお医者さん」のことです。一人ひとりの体質や病歴を把握して、適切なアドバイスをしてくれます。あなたや家族の健康管理をお任せするお医者さんを持ちましょう。

☎ 保健所保健総務課(☎536-2554)

国際交流・国際協力・多文化共生イベントを応援します

- 国際化時代にチャレンジする皆さんを応援するため、国際交流・国際協力・多文化共生イベントを助成します。
- 対象:市民または市内に事業所などがある団体が、10月~3年3月に開催する①国際化事業②外国人住民も暮らしやすいまちづくりのための事業
 - 助成額:①2分の1(上限100万円) ②5分の4(上限30万円) ※外国人の日本語習得支援は全額補助
 - 申込期限:8月31日(月)
 - その他・☎ 詳しくは、国際課(本庁舎5階)に備え付けの募集要項(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください(☎537-5719)へ。

「機械式はかり」の定期検査を行います

- 計量法第19条による「はかり」の定期検査を、支所所管区域(野津原支所所管区域は除く)で8月20日(休)~10月16日(金)に行います。
- 取引や証明に「はかり」を使用する事業者は、2年に1回の定期検査が必要です。お知らせ文書を送付していますが、対象事業者で文書が届いていない場合は連絡をお願いします。
- ☎ 商工労政課(☎537-5625)

住宅地や住宅地に近い場所での農薬使用にご注意を

- 農薬を住宅のそばで使用する場合は、次の点に注意してください。
- 農薬使用量や回数の削減 ●農薬の使用量の厳守 ●飛散しにくい農薬や機材の使用 ●散布は無風・風の弱いときに行い、風向きやノズルの方向に注意する ●地域住民への周知 ●使用した農薬の内容を記録し、一定期間保存する
 - ☎ 生産振興課(☎537-5770)

01 お知らせ

鳥獣被害対策の費用を一部補助します

- ◎鳥獣被害防護柵の購入費
 - 対象資材:電気柵、トタン柵、鉄線柵
 - 対象者:鳥獣による農林産物や人身の被害を防ぐため、防護柵を設置する個人・団体
- ◎自衛捕獲用わなの購入費
 - 対象動物:イノシシ、シカなどの大型獣類、タヌキ・アナグマなどの中型獣類、カラス
 - 対象者:市内に居住の農業者で、わな猟免許を有し、ハンター保険などに加入している人
 - ☐購入・設置期限:3年2月末までに防護柵を設置・わなを購入
 - ☐補助率:資材購入費・わな購入費の3分の2以内(上限あり)
 - ☐申込期限:12月28日(月)
 - ☐その他・☎ 購入後の申込みはできません。申請方法など詳しくは、林業水産課(本庁舎8階)、各支所、本神崎一尺屋連絡所に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください(☎585-6021)へ。

これからお墓を建てようとする人へ

寺院墓地、霊園墓地などの墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく経営許可を受けていなければなりません。これから墓地を検討する人は、まず許可を受けている墓地であることを確認して、使用契約を結びましょう。

☎ 保健所衛生課(☎536-2854)

中心市街地への出店・イベントをサポートします

中心市街地の活性化を図ることを目的に、事業を実施する個人・法人、団体に対し事業費の一部を補助します。

まちなか出店支援事業	
補助率	2分の1
補助限度額	事業者…100万円 商店街団体…150万円
※改装費・備品購入費・広告費が対象	
イベント開催事業	
補助率	5分の4(※今年度に限り)
補助限度額	80万円

- その他・☎ 実施前の申請が必要です。詳しくは、商工労政課(本庁舎9階 ☎537-5959)へ。